

令和6・7年度 建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の 入札参加資格・条件等

（令和7年1月1日改定）

入札参加資格業者については、公平性、透明性、競争性の確保に留意し、令和7年1月1日から、下記に基づき行うこと。

- 1) 全ての業務の入札参加条件として、県内に本店又は支店・営業所等を有していること。※1（県発注業務が極めて少ない特殊な業務を除く）

※1. 県外業者については、入札参加資格とは別に和歌山県による「和歌山県内の支店、営業所等」の認定が必要となります。（建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）を除く）

- 2) 個別の発注業務ごとの入札参加条件（最低限必要な条件）は、和歌山県「測量・建設コンサルタント等発注基準・入札参加資格取扱い基準」に準ずる。

- 3) 地域条件については、入札参加者数等を勘案し、競争性の確保を考慮の上、適宜、区域等を決定するものとする。

- 4) 実績条件について、国および地方公共団体の受注実績を必須とする。ただし、町内業者に限り、300万円以下の業務については実績条件を要しないものとする。

※町内業者とは、本社・本店が町内であるか町外であるかにより決定する。